

埼玉県業務委託一般競争入札公告

業者情報管理システム運用保守管理業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については埼玉県業務委託一般競争入札執行要綱の規定によるものとする。

令和7年4月1日

埼玉県知事

記

1 入札対象業務	
(1) 業務名	業者情報管理システム運用保守管理業務
(2) 業務箇所	埼玉県総務部入札審査課長が指定する場所
(3) 履行期間	契約日 から 令和8年3月31日まで
(4) 設計金額	公表しない。
(5) 業務概要	仕様書のとおり。
2 落札者の決定方法	<p>本件入札は、埼玉県業務委託一般競争入札執行要綱（以下、「執行要綱」という。）に基づき、価格競争方式により落札者を決定する。</p> <p>なお、詳細については入札説明書「9 落札者の決定」のとおりとする。</p>
3 入札手続の方法	<p>(1) 本件入札は、埼玉県物品調達等電子入札運用基準に基づき、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。</p> <p>なお、手続きの詳細については、入札説明書「3 入札参加資格の確認」及び「6 入札書の提出」のとおりとする。</p> <p>(2) 代表者等の変更（改姓、改名含む）により、電子証明書に記載された名義人氏名等*1と異なることとなる場合、変更日*2以降は、前名義人氏名等の電子証明書は、絶対に使用しないこと。</p> <p>*1「名義人氏名等」とは、電子証明書に記載されている以下の事項 <input type="checkbox"/>名義人氏名 物品等競争入札参加資格申請時の契約者（又は法人代表者） <input type="checkbox"/>名義人所属の会社本店住所（登記している場合） <input type="checkbox"/>名義人所属の会社名（登記している場合） <input type="checkbox"/>名義人住民票記載住所（電子証明書に記載のある場合）</p> <p>*2「変更日」とは、 <input type="checkbox"/>名義人・会社名・本店住所の変更は、取締役会等で指定された日 <input type="checkbox"/>名義人の改姓や改名・住民票記載住所の変更は、市区町村役場への届出日</p>
4 仕様書等	<p>仕様書等は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。ただし、電子入札システムの休止期間（令和7年4月1日から令和7年4月6日）においては、県のホームページに掲載する。（トップページ>県政情報・統計>各種手続・入札>入札（一般）>物品・委託等）</p>

5 競争入札参加資格確認申請書の提出	令和7年4月7日（月）9時から 令和7年4月9日（水）16時00分まで	
	<p>入札参加を希望する者は、上に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に「（様式1）競争入札参加資格確認申請書」を添付して、電子入札システムにより提出すること。（この提出受付期間の終期日時を過ぎて電子入札システムにより提出した確認申請書は無効とする。）</p> <p>その他の提出資料については、入札説明書「3 入札参加資格の確認」のとおりの方法で提出すること。</p> <p>また、発注者がその他必要な資料を求めることがある。その際は発注者の指示に従い、それらの資料を提出すること。</p>	
6 競争入札参加資格確認通知書の発行	令和7年4月11日（金）14時00分	
7 仕様書等に関する質問	公告開始日時から令和7年4月3日（木）13時00分まで	
	<p>仕様書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、入札説明書「4 仕様書等に関する質問及び回答」のとおりに所定の様式を提出すること。</p> <p>なお、必要に応じて別途資料を貼付すること。</p>	
8 質問に対する回答	令和7年4月7日（月）13時00分	
	<p>7の質問があった場合は、回答を上に示す日時までに情報公開システム上で掲示する。</p> <p>入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。</p>	
9 入札書の提出期間	(1) 提出方法 入札説明書「6 入札書の提出」のとおり。	
	(2) 提出期間 令和7年4月11日（金）14時00分から 令和7年4月15日（火）14時00分まで	
10 開札日時	令和7年4月15日（火）14時30分	
11 入札に参加できる者の形態	単体企業	
12 入札に参加する者に必要な資格		
(1) 資格者名簿への登録	登録業種	業種区分：電子計算に関する業務
		営業品目（小分類）：問わない 格付：A等級又はB等級
令和7・8年度物品等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上に示す登録業種で登録されている者であること。ただし、物品等競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。		
(2) 所在地区区分及び企業区分	所在地区区分：管轄内、準管轄内又は管轄外	
	企業区分：大企業又は中小企業	
資格者名簿の「所在地区区分」及び「企業区分」に、上に示す内容で登録されている者であること。		
(3) 業務を行うための資格	(4) オのとおり。	
(4) その他の参加資格	ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。	
	イ 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年	

	<p>埼玉県告示第833号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。</p> <p>ウ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。</p> <p>エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。</p> <p>オ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。</p> <p>カ 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。</p> <p>キ 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。</p>
13 最低制限価格	設定する。
14 入札保証金	入札説明書別紙1「入札保証金について」のとおり。
15 契約保証金	入札説明書別紙2「契約保証金について」のとおり。
16 支払条件	
(1) 前金払	しない。
(2) 部分払	しない。
17 業務説明会	開催しない。
18 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時 の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の1 00分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数 があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価 格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業 者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金 額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 入札書の提出	入札説明書「6 入札書の提出」のとおり。
(4) 入札回数	ア 再度入札は1回までとする。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができ ない。 ウ その他、再度入札についての詳細は、入札説明書「10 再度入 札」のとおりとする。
(5) 入札の辞退	入札説明書「12 入札の辞退」のとおり。
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す る法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはなら ない。
(7) 電子くじ	落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電 子入札システムの電子くじにより、落札者を決定する。
(8) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 入札参加資格のない者がした入札

	<p>イ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記載すべき事項が明らかでない入札書によるもの</p> <p>ウ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの</p> <p>エ 他人の代理を兼ねた者がしたもの</p> <p>オ 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの</p> <p>カ 談合その他不正行為があったと認められる入札</p> <p>キ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札</p> <p>ク 電子証明書を不正に使用した入札</p> <p>ケ 指定の日時まで電子入札システムのファイルに記録が行われなかった入札</p> <p>コ その他この入札の条件に違反した入札</p>
19 その他	<p>(1) 入札説明書「15 本書の他熟知すべき事項」に定める事項を熟知したうえで入札に参加すること。</p> <p>(2) 提出された書類は返却しない。</p> <p>(3) 入札参加資格不適格通知書を受理した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、執行要綱第7条第3項及び第4項の規定に基づき、当該通知の日の翌日から起算して原則として7日(埼玉県条例(平成元年埼玉県条例第3号)第1条に規定する県の休日を含まない。)以内に、知事又は発注機関の長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由について、苦情申出書により説明を求めることができる。なお、苦情の申出は、当該入札手続きの執行を妨げないものとする。</p> <p>(4) 入札参加者は、(3)に定めること以外に、入札後、この公告、仕様書等(質問回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(5) 落札者との契約は、別添契約書(案)に基づく契約となるので、契約の内容を熟知して入札に参加すること。</p>
20 この公告に関する問い合わせ先	<p>さいたま市浦和区高砂3-15-1</p> <p>埼玉県総務部入札審査課 システム担当</p> <p>電話 048-830-5181</p> <p>メールアドレス a5770-02@pref.saitama.lg.jp</p>